

地域包括支援センターの人員基準の緩和について

1. 改正の趣旨：「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」が令和 6 年 3 月 29 日付けで公布（令和 6 年 4 月 1 日施行）され、地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する改正が行われたことから、本市においても令和 6 年 6 月 28 日付けで条例改正を行った。

2. 改正の内容：人材確保が困難となっている現状を踏まえた職員配置の柔軟化

改正前	改正後
<u>常勤専任</u> による職員配置 (職員配置基準は下記参照)	<u>①常勤換算方法</u> による職員配置 <u>②複数圏域の第 1 号被保険者（高齢者）数を合算し、3 職種を地域の実情に応じて配置を可とする</u> （国の規則改正イメージ参照） <u>※①②いずれも介護保険運営協議会が第 1 号被保険者数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案し必要と認めた場合</u>

<職員配置基準>

3 専門職の配置

- ① 保健師その他これに準ずる者
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者
- ③ 任介護支援専門員その他これに準ずる者

担当する区域における 第 1 号被保険者数	人員配置基準	
	改正前	改正後
3,000 人～6,000 人	①②③各 1 人 計 3 人（常勤専任）	①②③各 1 人 計 3 人（常勤換算方法）
おおむね 2,000 人～3,000 人	①1 人、②または③いずれか 1 人 計 2 人（常勤専任）	①1 人、②または③いずれか 1 人 計 2 人（常勤専任）
おおむね 1,000 人～2,000 人	①②③のうちから 2 人 計 2 人（常勤専任）	①②③のうちから 2 人 計 2 人（うち 1 人は常勤専任）
1,000 人未満	①②③のうちから 1 人または 2 人 計 1～2 人（常勤専任）	①②③のうちから 1 人または 2 人 計 1～2 人（常勤換算方法）